

故ジャニー氏性加害事件と「ビジネスと人権」

法務総合教育研究機構 教授

柳本 祐加子

I はじめに

一、2023年9月、故ジャニー氏性加害事件を忘れないためのメモ的位置づけが期された小さな論考を著⁽¹⁾。その論考発表後本事件は、この会社の代表の交代、会社の解散、被害者への新会社からの補償などへと展開していった。いずれも大きな社会的関心を引き起こすものであった。この事件の影響もあったのか、厚労省による2023年版「過労死等防止対策白書」の原案に、俳優へのセクシュアル・ハラスメント実態調査の結果が盛り込まれるとの報道もあ⁽²⁾った。

これら事件や出来事から3点を指摘できる。まず1点めとして、芸能界における性暴力が重要な解決課題の一つとして認識されたこと。次に2点めとして、芸能界というビジネス領域における人権保障という観点からも大いに注目されるべき問題であること。他方故ジャニー氏性加害事件における被害者には、未成年時代に性暴力を受けた方々もいる。それゆえ3点めとして、芸能界というビジネス領域におけるこ⁽³⁾どもに対する性暴力の問題として把握する視点も必要であること、である。

二、これら3つの認識を持って故ジャニー氏性加害事件やそれをめぐる動きをこれまでの調査研究の経緯を踏まえた上で見たとき、執筆者にとっては芸能界にいる未成年者の、性暴力から守られるべき人権の保障をどのように確保、実現できるのかということが課題として浮かび上がった。そこでこれを本稿の課題として設定する。

三、日本は「ビジネスと人権行動計画」を持っている。これは日本における芸能界というビジネス領域にいる未成年者の問題を考える上でまず参照されるべきものである。そこで本稿は、執筆者の能力の関係上メモ的なものとならざるをえないだろうが、まず日本が持つ『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」（以下では、「ビジネスと人権行動計画」と記す）を概観し、次にそれと故ジャニー氏性加害事件を相互参照しながら、二、に示した課題に取り組んでみようとするものである。

II 日本のビジネスと人権行動計画

一、日本の「ビジネスと人権行動計画」策定への経緯

ビジネスと人権は、21世紀に入ってから重要な課題の一つとして世界的に認識されるようになってい⁽⁴⁾る。日本の外務省は次のように説明する。2005年、第69回国連人権委員会が「人権と多国籍企業」に関するラギー国連事務総長特別代表を選出し、ラギー特別代表は2008年第8回人権理事会に

報告書を提出し、人権と多国籍企業との関係を3つの柱からなるものとした。一つめは「人権を守る国家の義務」、二つめは「人権を尊重する企業の責任」、三つめは「救済措置へのアクセス」である。

この「保護、尊重及び救済の枠組み」に基づきラギー特別代表は「ビジネスと人権に関する指導原則：保護、尊重及び救済の枠組みにかかる指導原則」を策定し、これは2011年第17回人権理事会で支持された。その後、国連加盟国において各国の行動計画の策定がなされるなどの動きが生じ、日本も2020年にビジネスと人権に関する行動計画を策定、その実施が開始された。

二、日本の「ビジネスと人権行動計画」の概要

ここではこの第2章2. ⁽⁴⁾にある、分野別行動計画を見ておこう。

第2章2. 分野別行動計画は5つの柱から構成されているが、ここでは4つの柱を確認する。1番めは横断的事項、2番めから4番めは、ビジネスと人権に関する3つの指導原則、すなわち人権を保護する国家の義務に関する取組、人権を尊重する企業の責任を促すための取組、救済へのアクセスに関する取組の3つである。

1番め・横断的事項：

ア：労働（ディーセント・ワークの促進等）

- ・ディーセント・ワークの促進
- ・ハラスメント対策の強化
- ・労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者、外国人技能実習生等）

イ：子どもの権利の保護・促進

- ・人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献
- ・児童買春に関する啓発
- ・子どもに対する暴力への取組
- ・スポーツ原則・ビジネス原則の周知
- ・インターネット利用環境整備
- ・「子供の性被害防止プラン」の着実な実施

ウ：新しい技術の発展に伴う人権

- ・ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉棄損等への対応
- ・AIの利用と人権やプライバシーに関する議論の推進

エ：消費者の権利・役割

- ・エシカル消費の普及・啓発
- ・消費者志向経営の推進
- ・消費者教育の推進

オ：法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等）

- ・ユニバーサルデザイン等の推進
- ・障害者雇用の促進

- ・女性活躍の推進
 - ・性的指向・性自認の理解・受容の促進
 - ・雇用分野における平等な取扱い
 - ・公衆の使用の目的とする場所での平等な取扱い
- カ：外国人財の受入れ・共生
- ・共生社会実現に向けた外国人財の受入れ環境整備の充実・推進
- 2 番め：人権を保護する国家の義務に関する取組
- ア：公共調達
- ・「ビジネスと人権」関連の調達ルールの徹底
- イ：開発協力・開発金融
- ・開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施
- ウ：国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大
- ・国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
 - ・人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
 - ・国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
 - ・労働者など幅広い層の人々が恩恵を受ける EPA 及び投資協定の締結に努力
 - ・日 EU・EPA に基づく市民社会との共同対話
- エ：人権教育・啓発
- ・公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
 - ・「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
 - ・民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
 - ・中小企業向けの啓発セミナーの継続
 - ・人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
 - ・教育機関等に対する、行動計画等の周知
 - ・行動計画の周知等における国際機関との協力
- 3 番め：人権を尊重する企業の責任を促すための取組
- ア：国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進
- ・業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
 - ・「OECD 多国籍企業行動指針」、「ILO 宣言」及び「ILO 多国籍企業宣言」の周知
 - ・在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知
 - ・「価値協創ガイダンス」の普及
 - ・女性活躍推進法の着実な実施
 - ・環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
 - ・海外における国際機関の活動への支援

イ：中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援

- ・「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
- ・中小企業を対象としたセミナーの実施
- ・取引条件・取引慣行改善に係る施策

4 番め：救済へのアクセスに関する取組

司法的及び非司法的救済

- ・民事裁判手続きの IT 化
- ・警察官、検察官等に対する人権研修
- ・日本 NCP（国別連絡窓口）の活動の周知とその運用改善
- ・人権相談の継続
- ・人権侵害の予防、被害の救済
- ・個別法令等に基づく対応の継続・強化（労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護）
- ・裁判外紛争解決手続きの利用促進
- ・開発協力・開発金融における相談窓口の継続

三、故ジャニー氏性加害事件と関連する「ビジネスと人権行動計画」にある項目

故ジャニー氏性加害事件と関連性のある、二で見た「ビジネスと人権行動計画」第2章2. 分野別行動計画の中にある項目をあげてみよう。

横断的事項においては、まずア、ハラスメント対策の強化。次にイ、子どもに対する暴力への取組、「子供に対する性被害防止プラン」の着実な実施という2項目。次に人権相談の継続、人権侵害の予防、被害の救済といったことが含まれる救済へのアクセスに関する取組。これら4項目が本稿検討課題と関連性のある項目としてあげられる。これらについて、以下見てゆこう。

1. ハラスメント対策の強化

この対策は厚労省中心に取組まれているものである。2023年度過労死等防止対策白書にはその実施状況が詳説されている。また労働・社会分野の調査（アンケート調査）に、芸能・芸術従事者の労働時間等や収入等の就労状況と共に、ハラスメントの経験に関する調査結果が掲載されている。この中にはセクシュアル・ハラスメントであることはもちろんのこと、性犯罪となりうるものもあるであろうと推測される⁽⁵⁾。この調査結果は、故ジャニー氏性加害事件を考える上でも大変貴重なものである一方、芸能・芸術従事者に未成年者が含まれているかという点については疑問がある。この点については、全業種の調査の一つである、この白書108頁掲載第3-2-1-2図、性別、年齢階層別1週間当たりの実労働時間数に記されている年齢が20歳以上であることから、被調査者に未成年者は含まれていないと考えられよう。

2-1. 子どもに対する暴力への取組

外務省は、日本は2018年以降、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」に参加し、そのパスファインディング国としてこの活動に積極的に関与している。その一環として「子どもに対する暴力撲滅行動計画」を2021年に策定し、それを実施しているという⁽⁶⁾。

この計画にある子どもに対する暴力はこの計画のIV各分野における取組に5種類の暴力が記述されている。それは1. 虐待、2. 性的搾取・性暴力、3. いじめ、4. 体罰、5. スポーツにおける暴力である。

2-2. 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）

この取組の着実な実施が、「ビジネスと人権行動計画」に記述されている。犯罪対策閣僚会議が作成した子供の性被害防止プランの最新版は令和4年（2022年）5月のものであるところ、令和5年（2023年）7月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議が作成した「こども・若者性被害防止のための緊急対策パッケージ」が発表された。本稿では時間の上で最も新しい緊急対策パッケージを確認する。

これは政府の「依然、弱い立場に置かれたこどもや若者が性犯罪・性暴力の被害に遭う事案が後を絶たない。また、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、声をあげにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題も指摘されつづけている。こうした状況に鑑み、対策の一層の強化を図ることは、すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現する上で、喫緊の課題となっている。」との現状認識と問題意識に基づき作成されたものである。このパッケージ発表時期はこの年（2023年）の刑法性犯罪規定改正法案可決、成立とその施行の直後である。この改正過程における被害当事者やその支援者等との意見交換等から把握された性暴力加害・被害の現状への危機感とその解決に向けた熱意に基づく記述であろう。

このパッケージは三つの強化策を柱として構成されている。1つめは加害を防止する強化策、2つめは相談・被害申告をやすくする強化策、3つめは被害者支援の強化策である⁽⁸⁾。

1. 加害を防止する強化策については、①改正刑法による厳正な対処、取締りの強化、②日本版DBS⁽⁹⁾の導入に向けた検討の加速、③保育所等におけるわいせつ行為も含む虐待を防止するための制度的対応の検討、④児童・生徒等への教育啓発の充実、4点が含まれる⁽¹⁰⁾。

2. 相談・被害申告をやすくする強化策については、①相談窓口の周知広報の強化、②SNS等による相談の促進、③子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発、④男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設、⑤相談・被害申告への適切な対応のための体制整備、6点が含まれる⁽¹¹⁾。

3. 被害者支援の強化策については、①ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実、②学校等における支援の充実、③医療的支援の充実、④法的支援の充実、4点が含まれる⁽¹²⁾。

四、検討

1. 「ビジネスと人権行動計画」と本稿検討対象性暴力の関連性について

II 三、1. ハラスメント対策の強化

未成年労働者を含んだ上で実態調査が行われていないと理解しようと既に指摘した。この実態調査を前提とする政策、施策に本稿検討対象性暴力が含まれているとは言い難い。

II 三、2. 子どもに対する暴力への取組

1. については、日本のこどもに対する虐待が保護者のそのこどもに対する暴力を対象とする児童虐待防止法のいうところの虐待であるので、加害者がこれ以外の者である場合はこの分類には入らない。それゆえ本稿が検討対象とする性暴力は原則として入らない。

2. まずここに分類されている性的搾取については、児童ポルノの製造や児童買春がその典型とされている。そのためこの形態に該当しない本稿が検討対象とする性暴力はここに入らない。

次にここに分類されているのはJKビジネス、人身取引（性的サービスや労働の強要等）なので、本稿が検討対象とする暴力はここに入らない。

3. については、小学校、中学校、高等学校で発生するいじめである。それゆえ本稿が検討対象とする性暴力は入らない。

4. については、性暴力が除外されているので本稿が検討対象とする性暴力は入らない。

5. については、暴力発生の方がスポーツ指導下であるので本稿が検討対象とする性暴力は入らない。

II 三、2-2. 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）

まずこれらすべてが本稿の検討対象である性暴力と関連があるといえる。

次に、1②の日本版DBSが保育所等となっており⁽¹³⁾、必ずしも本稿の検討対象である性暴力と関連があるとはいえない。

次に、1④については、本稿の検討対象である性暴力発生の可能性もその教育啓発内容に含まれることが想定されているのか明らかでない。

次に、2全般については、本稿の検討対象である性暴力発生も相談対象の一つとして把握されているのか明らかでない。

最後に、3全般については、2全般について記したことと同じことを指摘できる。

2. 1で行った検討の結果、本稿の検討対象である性暴力は「ビジネスと人権行動計画」の中に明確に位置づけられていないことが明らかとなった。「こども・若者性被害防止のための緊急対策パッケージ」は、緊急パッケージ総論部分と本稿の検討対象である性暴力を関連付けることができなくはないものの、「ビジネスと人権行動計画」同様、明確な課題の一つとされてはいない。

故ジャニー氏性加害事件被害者の中には、厚労省の文言を用いれば成年、未成年芸能・芸術従事者に該当する人たちがいる。成年芸能・芸術従事者は「ビジネスと人権行動計画」の中に位置づけられうる。未成年芸能・芸術従事者、これを言い換えると、芸能界で働く未成年労働者はそうではない。また、被害者の中にはデビュー前の段階にいて指導を受ける未成年者、言い換えると未成年

トレーニーもいる。故ジャーニー氏性加害事件は、芸能界に未成年者が労働者やトレーニーとして存在し、性暴力の標的とされる場合があることを明らかにした。この事件に重大な関心を抱いた国連ビジネスと人権特別代表が日本を訪問し、被害者への聞き取り調査等を実施し、見解を記者発表したことを現在の私たちは知っている。これらを前提とすると「ビジネスと人権行動計画」の中に未成年労働者や未成年トレーニーが位置づけられていないことは、問題視されることではないか。⁽¹⁴⁾

ところで芸能界に未成年者が労働者として現れたのはつい最近のことだろうか。否、「子役」や、10歳台後半のアイドルが長年にわたり存在していることを私たちは知っている。この事実を踏まえれば、「ビジネスと人権行動計画」の中に未成年者労働者や未成年トレーニーが存在しないことは問題視されざるをえない。

この未成年者労働者不存在の原因は何であろう。芸能界の未成年労働者が性暴力をはじめとする人権侵害の標的とされうる存在であるという認識がないことではなかろうか。

3. ビジネス領域の中にいる若年労働者、未成年トレーニー

「ビジネスと人権行動計画」が参考資料として列挙する国際文書の中に、ユニセフ『子どもの権利とビジネス原則』⁽¹⁵⁾（以下「ユニセフ文書」とする）がある。この「ユニセフ文書」も「ビジネスと人権行動計画」策定過程における重要な参照文書である。そこでこの文書において未成年労働者と未成年トレーニーがどのように位置づけられているかを見てみよう。なお未成年労働者をユニセフ文書は若年労働者とするので、ここからはユニセフ文書に倣い若年労働者と記す。

まず「ユニセフ文書」のこども観を、次に若年労働者、未成年トレーニーに関するユニセフ文書記述の内、本稿の検討対象である性暴力と関連性のあるものを見てみよう。

(1) 「ユニセフ文書」のこども観

以下にそれが端的に示されている、本文書・序に記されている記述を引用する。

「世界人口のほぼ3分の1は18歳未満の子どもである。多くの国では、人口のほぼ半数が子どもや若者で占められている。企業が規模の大小によらず直接的にも間接的にも子どもの生活に関わり合い、影響を及ぼすであろうことは避けられない。企業にとって子どもは、消費者、従業員の家族、若年労働者、そしてまた将来の従業員やビジネス・リーダーとしても重要なステーク・ホルダーであり、同時に、企業活動が営まれる地域社会や環境においても子どもはその重要な構成員なのである。

政府やほかの社会的アクターと並んで、企業が社会で果たす役割がより注目されるようになり、企業と人権の関連についての認識も高まる中、企業が子どもたちにもたらす影響について明確に焦点をあてることは時宜にかなっている。こどもたちが社会で最も取り残されやすく、脆弱な立場にあることは、彼らが公の場での発言権をもたないことから明らかである。地域社会の意思決定において、例えそれが学校や遊び場についての計画など子どもに直接影響する問題であろうと、子どもたちが発言の機会を与えられたり意見を求められたりすることはほとんどない。しかし参加の機会を与えられさえすれば、子どもたちは重要な新たな視点を提供し、貴重な貢献ができることが明らかになっている。

企業が子どもに及ぼす影響は、長期にわたること、さらには元に戻せないこともある。子ども時

代は身体と精神の発達が急速に遂げられるかけがえのない時期であるため、若者の身体・精神・情緒面での健康と幸福度に良くも悪くも生涯にわたる影響をもたらす可能性がある。」

(2) 「ユニセフ文書」における本稿関連項目

この文書は10章から構成されており、若年労働者については3章に記述されている。

この3章は大きく2つから構成されている。1つめは、子どもの権利を尊重する企業の責任について、2つめは子どもの権利を推進する企業のコミットメントについてである。

1-1 若年労働者とは就業が認められる最低年齢に達した子どもであるとし、若年労働者にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を提供すること

その具体的な内容として以下のことがあげられている。

- ・就業が認められる最低年齢に達した子どもの権利を尊重すること。
- ・社会的対話や職場における権利、安全労働環境の整備
- ・虐待や搾取からの保護
- ・ジェンダーに配慮した水・衛生設備（トイレ）等へのアクセスの促進

1-2 就業が認められる最低年齢以上の若年労働者の脆弱さに対し責任をもって対応すること

その具体的な内容として以下のことがあげられている。

- ・すべての企業は、暴力や虐待からの保護を含めた子どもと若年労働者の権利に関し、その企業の最上位レベルで方針によるコミットメントを採択、承認すべきである。
- ・嫌がらせ（ハラスメント）に関する企業方針は若年労働者の脆弱さに留意すべきである。こうした方針に関しては施行を徹底させ、従業員及び企業の敷地内にいる者はそれについて研修を受けるべきである。また苦情処理メカニズムが設置されていて、若年労働者にとって利用しやすい者であるべきである。
- ・企業は若年労働者の権利に特に留意するよう経営陣に求め、また労働組合やその選出された代表にそれを奨励することもできる。

2-1 若年労働者にディーセント・ワークを提供する。

具体的な内容は、年齢に適した社会的保護や保健情報・サービスを含めた、ディーセントな（働きがいのある人間らしい）就労機会の提供を促進することであるとされている。

(3) 検討

1. ユニセフの子ども観に基づく若年労働者に関する理解とそれに関する方策

子どもは社会の現在と将来における重要なステーク・ホルダーであると同時に、発言の機会が与えられなかったり、脆弱性を有する存在であるとの子ども観に基づき、若年労働者に対する企業の責任について、若年労働者の権利に経営陣が特に留意すること、暴力や虐待、ハラスメントから若年労働者を守ること、またこの時期が子どもの将来に与える影響は大変大きなものがあるゆえ、これらを踏まえ企業は子どもに責任のある対応をする必要があることを指摘する。ここから、この社会において子どもが尊重されるべき存在であると同時に、脆弱な存在であるという理解が文書の記

述の基盤にあることがわかる。脆弱な存在であるがゆえに保護することと、社会の重要なステーク・ホルダーとしておとなと対等な立場にある存在として認めることとの均衡が、その時その時の具体的な状況に応じて保たれる対処方法を選択、設定する必要があることを呼びかけている。若年労働者の状況に関する理念とリアルが明示されていると読み取れる。この理解を基盤に持つがゆえに様々な局面におけるこどもや若年労働者への必要な対応策が導かれることが示されている。こうしたことを教える「ユニセフ文書」を参照した上で日本の「ビジネスと人権行動計画」における若年労働者不存という問題を考えると、こどもや若年労働者に関する理解、つまりその理念とリアルを持たないことが原因であるといえるのではないか。

2. 性暴力へのあてはめ

「ユニセフ文書」が示す理解を本稿の検討対象である性暴力にあてはめてみると、その発生時点の状況は若年労働者の脆弱性の側面に関係する問題であり、その解決の状況は脆弱性の側面と同時に若年労働者の有する重要なステーク・ホルダー⁽¹⁶⁾の側面に関係する問題であると把握できる。こうした状況の把握は、既に日本の「ビジネスと人権行動計画」が持つ、こどもに対する暴力への取組や、性被害防止プランの内容を豊かにし、被害者の保護や支援のさらなる充実と同時に、若年労働者に関するこれらの問題をこの計画にも位置づけ、政策、施策の方向性を打ち出すことを可能とするのではないか。

3. 今後の検討課題

—ビジネス領域における未成年トレーニー、未成年ユーザー、ビジネスという概念、計画適用対象企業の法的性質

(1) 未成年トレーニーについて

この言葉は「ユニセフ文書」の中に存在しない。その理由は何であろうか。ユニセフの若年労働者以外の未成年者に対する暴力や虐待は、未成年者全般への暴力や虐待の領域の問題として位置づけられているからではないかと、執筆者がこれまでこどもにたいする性暴力、性虐待に関する調査研究を行ってきたところから推察される。

これに対し日本のこどもへの暴力や虐待に関する法律、すなわち児童虐待防止法は、そのこどもの養育に責任のある者が加害者である場合を対象とする。それゆえ未成年トレーニーはこの法律適用対象から除外される。これを前提とすると、日本の場合は、芸能界における未成年トレーニーは「ビジネスと人権行動計画」の中に位置づける必要があることとなる。

(2) 未成年ユーザーについて

教育産業界、たとえば学習塾や進学塾⁽¹⁷⁾、芸術や技芸習得塾（いわゆる「習い事」や「お稽古」）、スポーツ・クラブ、医療機関における未成年ユーザーへの暴力や虐待についても（1）で検討したことと同じことがあてはまる。宗教界におけるものはどうなるであろうか。⁽¹⁸⁾

(3) 日本の「ビジネスと人権行動計画」のいうビジネスという概念とこの適用対象企業の法的性質について

(2) に記した宗教界はビジネス領域にはいるものとして捉えられるのかどうかという問題から、この検討課題が派生する。日本の「ビジネスと人権行動計画」を読む限り、企業の活動領域をビジ

ネス界とし、企業がその責任を担うアクターの一つであるとの理解を前提としているように見える。ここからは、この計画の対象となる企業はいかなる法人格を有するものなのかという検討課題が派生する。

III 結論

一、故ジャニー氏性加害事件が明らかとした芸能界における若年労働者や未成年トレーニーの存在とその脆弱性に起因する性暴力被害の問題が日本の「ビジネスと人権行動計画」(2020-2025)の中に明確に位置づけられておらず、その原因は、若年労働者や未成年トレーニーの立場あるいは状況に関する理念とリアルの理解の不十分さにあるのではないかとの結論に達した。

二、教育産業、スポーツ産業、医療産業等における未成年ユーザーに関する問題、ビジネスという概念の問題、日本の「ビジネスと人権行動計画」における一つのアクターである企業に関する問題が、本稿で行った検討から新たに生じた。これらは今後の検討課題である。

三、実施期間を2020年から2025年とする現在の「ビジネスと人権行動計画」の改定作業開始は2024年に予定されている⁽¹⁹⁾。2026年実施開始予定計画の中に若年労働者や未成年ユーザーが位置づけられ、これら未成年者がおとなと対等なこの社会の重要なステーク・ホルダーであるとの認識と同時に、その脆弱性の理解を踏まえた内容が記述され、故ジャニー氏性加害事件の被害を受けた方々が私たちに教えたことに応答できるものとなることを強く願う。

(1) 柳本祐加子『「男」のこども、おとなへの性暴力加害 ―故ジャニー氏性暴力加害問題について 忘れずにいたいこと―』中京ロイヤー39巻95頁、2023年。

(2) 朝日新聞2023年9月13日

https://digital.asahi.com/articles/ASR9F551XR9CULFA002.html?iref=pc_ss_date_article

(3) 本稿には、「こども」を意味する言葉の表記がいくつかある。1つめはこども、2つめは子ども、3つめは子供である。執筆者は1とする。政府文書は2つめと3つめが混在する。政府文書における表記はその文書通りのものとする。読者に混乱を与えかねないことであるので、ここに予め注記しておく。

(4) 『「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)』8頁から29頁、本基本計画概要の説明等参照。https://digital.asahi.com/articles/ASR9F551XR9CULFA002.html?iref=pc_ss_date_article

(5) 「芸能人を守る法律を作ろう」署名キャンペーンが実施されている。

<https://www.change.org/p/%E7%B9%B0%E3%82%8A%E8%BF%94%E3%81%95%E3%82%8C%E3%82%8B%E6%80%A7%E8%A2%AB%E5%AE%B3%E3%81%A8%E4%BA%BA%E6%A8%A9%E4%BE%B5%E5%AE%B3-%E8%8A%B8%E8%83%BD%E4%BA%BA%E3%82%92%E5%AE%88%E3%82%8B%E6%B3%95%E5%BE%8B%E3%82%92%E4%BD%9C%E3%82%8D%E3%81%86>

署名発起人は、この白書が示すようなハラスメントをはじめとする人権侵害が芸能人に対し多発するなどの現状を私たちに知らせ、そのようなことなく芸能人が安心して働ける就労環境を作ろうと呼びかける。この後、芸能人へのハラスメント被害実態調査を実施することが発表された。白書における芸能・芸術従事者に対するハラスメント調査結果については後掲参考資料を参照のこと。
<https://www.change.org/p/%E7%B9%B0%E3%82%8A%E8%BF%94%E3%81%95%E3%82%8C%E3%82%8B%E6%80%A7%E8%A2%AB%E5%AE%B3%E3%81%A8%E4%BA%BA%E6%A8%A9%E4%BE%B5%E5%AE%B3-%E8%8A%B8%E8%83%BD%E4%BA%BA%E3%82%92%E5%AE%88%E3%82%8B%E6%B3%95%E5%BE%8B%E3%82%92%E4%BD%9C%E3%82%8D%E3%81%86/>

u/32328277?cs_tk=Ah42PUO5wa6CLxcRz2UAAxicyyvNyQEABF8BvH785XknG4IOsF0Jk4VY1uc%3D&utm_campaign=83b9f0b3bec64e6c886b9cf8d96a5c53&utm_content=variant_v0_7_0&utm_medium=email&utm_source=petition_update&utm_term=cs

芸能人が安心して働ける就労環境の実現を目指すものとして、親密な場面の撮影にあたり俳優の安心と安全を守ると同時に、作品も守ることをその内容とするインティマシーコーディネイターという職種がアメリカにある。

https://sdgs.yahoo.co.jp/originals/179.html?cpt_n=mailmaga&cpt_m=em&cpt_s=135&cpt_c=&cpt_k=ang_475312_211445488_20231210

これは「芸能人を守る法律を作ろう」署名キャンペーンの呼びかけを考える上で参考となる情報である。

(6) https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000564.html

本稿が参照する計画は2021年のものである。毎年、行動計画の実施状況を評価・モニタリングし、3年後を目処に見直しを行うとされている。この文言を前提とすると、今年2024年に見直しが行われ、2025年に見直された新しい行動計画が公表されると考えられる。

(7) 『こども・若者性被害防止のための緊急対策パッケージ』 1頁。

(8) これら3項目は「ビジネスと人権行動計画」にある救済へのアクセスに関する取組と関連することが窺われる。

(9) このパッケージはこれを、「教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪等について証明を求める仕組み」(本パッケージ4頁)と説明し、この導入に向け、「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」を開催しながら、早期の法案提出を目指して検討を加速する。(こども家庭庁)、とのことである(前出注(4)、4頁)。

(10) 前出注(6)、2頁-5頁。

(11) 前出注(6)、5頁-9頁。

(12) 前出注(6)、9頁-11頁。

(13) この制度の導入の検討開始は、保育所の保育士等によるこどもへの性暴力加害事件が発端であり、こどもとの接触可能性のある職種、職域全体に適用可能な制度として検討された／ていると、現時点では明確に理解できるとはいえない。

(14) この性暴力加害事件が大きく社会の明るみに出て動いている最中に出された「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の中にも明示的にこの問題は位置づけられていない。検討課題とされてもいない。もっともこの緊急対策パッケージは、主として改正刑法性犯罪規定関連事項についてのものであるので仕方がないと見ることもできようが。

(15) 日本語版を参照文書とする。

(16) このステーク・ホルダーは、加害の標的とされた若年労働者の意思が最も優先され、中心に置かれた上で解決が図られる必要があることを意味する言葉として用いている。

(17) 大手中学受験指導塾四谷大塚における、塾生盗撮事件の発生が報道された事例がある。

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20231002-OYT1T50112/>

学校教育におけるものに対しては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が適用される。本法については、柳本祐加子「学校教育現場における性暴力に関する新たな国の対応について —教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律—」『中京ロイヤー』36巻、41頁、2022年参照。

(18) 成人に対するものであるが、最近天台宗の寺で性暴力事件が発生したことが報道された。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240201/k10014343761000.html>

未成年者に対する宗教界における性暴力は、カトリック教会で問題とされた。

(19) 「ビジネスと人権行動計画」第4章、31頁。

*引用サイトへの最終アクセス日は、2024年3月1日である。

【参考資料：厚生労働省『令和5年版過労死等防止対策白書』133頁】

(ハラスメントの経験の状況)

職種別にハラスメントの経験をみると、「仕事の関係者から殴られた、蹴られた、叩かれた、または怒鳴られた」は、「俳優・スタントマン」の28.7%が最も高く、次いで「声優・アナウンサー」の22.9%であった。「仕事の関係者に、心が傷つくことを言われた」は、「声優・アナウンサー」の68.6%が最も高く、次いで「俳優・スタントマン」の54.6%、「文筆、クリエイター」の50.0%であった。

「恥ずかしいと感じるほどの体の露出をさせられた」は、「声優・アナウンサー」の11.4%が最も高く、次いで「俳優・スタントマン」の9.3%であった。「仕事の関係者に必要以上に身体を触られた」は、「声優・アナウンサー」の14.3%が最も高く、次いで「文筆、クリエイター」の10.6%、「俳優・スタントマン」の10.2%であった。「羞恥心を感じる性的な実演をしなければならない」は、「俳優・スタントマン」の8.3%が最も高く、次いで「声優・アナウンサー」の2.9%であった、「性的関係を迫られた」は、「声優・アナウンサー」の14.3%が最も高く、次いで「俳優・スタントマン」の11.1%であった（第3-2-3-10図）。

